

令和7年第10回 定例総会議事録

1 日時 令和7年10月21日（水）15時00分～16時30分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (19名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、6番：海老澤成行 委員、5番：小林 孝司 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、15番：藤沼 良典 委員、16番：宍戸 啓次 委員、
17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
20番：江田 早苗 委員

※欠席者：14番：原嶋 茂夫 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笛原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和7年第10回農業委員会定例総会を開催いたします。本日は農業委員19名の委員が出席され、全在任委員の過半数が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和7年第9回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定いたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められており、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。17番：小林委員と、19番：高橋委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第25号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）～

議長 議案第25号の1の現況確認の担当は私ですので説明いたします。

10番：石井委員 10月14日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は、東側は秋冬野菜が作付けされており、西側3分の1にはミカンなどの柑橘類にネットが張られています。庭先販売を主として営農されていますが、この夏に体調を崩されて、おひとりで営農しているので大変な様子でした。申請者はご高齢ですが、体調を考えながら、しっかりと耕作をされています。すべての農地とも大変適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認を取っていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第25号の2の現況確認について、担当の5番：小林委員ご説明願います。

5番：小林委員 10月10日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。南北に長い申請地の南側半分にはビニールハウスが4棟あり、きれいに整地され、植付けを待つ状態となっていました。北側半分には、里芋、ネギ、大根、シソなどが植えられており、今後、白菜、水菜、そしてカブにおいては5種類、人参においては7種類を栽培する予定のことです。片隅にはブロッコリーとカリフラワーが約3,000本育苗されていました。申請者は、ご家族と協力して適正に肥培管理しており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取っていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「令和7年度農業委員会等功労者及び農業功労者の推薦」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 協議1「令和7年度農業委員会等功労者及び農業功労者の推薦」について説明。

推薦人数：1名（地域農業の振興に貢献されてきた農業者で60歳以上の者）

役員会にて推薦者を検討し、清水 章氏を推薦者として総会の協議に挙げることとなった。

議長 説明が終わりました。事務局説明のとおり決定することについて、ご異議はございませんか。意義がないようなので説明のとおり決定いたします。次に、協議2「令和7年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦」を議題とします。協議2について事務局より説明願います。

事務局 協議2「令和7年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦」について説明。

推薦人数：1名（過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者）

役員会にて推薦者を検討し、富沢 和浩氏を推薦者として総会の協議に挙げることとなった。

議長 説明が終わりました。事務局説明のとおり決定することについて、ご異議はございませんか。

意義がないようなので説明のとおり決定いたします。次に、協議3「令和7年度三鷹市農業委員会表彰の決定について」を議題とします。協議3について事務局より説明願います。

事務局 協議3「令和7年度三鷹市農業委員会表彰の決定について」説明

役員会にて推薦者を検討し、次の方々を推薦者として総会の協議に挙げることとなった。

(1) 満45歳以下 該当なし

(2) 優れた農業技術を持ち、後進の指導、模範となっている者

(選定基準) 10年以上認定されている女性の認定農業者

星野 利子様 (星野 勝男氏妻)

根岸 洋子様

(3) 元委員会地区調査員 7年以上 該当なし

(4) 元農業委員在職 6年以上

小林 義明様

野村 文和様

富澤 伸一様

石井 健様

(5) 委員会が表彰すると認めた者 該当者なし

議長 説明が終わりました。事務局説明のとおり決定することについて、ご異議はございませんか。

意義がないようなので説明のとおり決定いたします。次に、協議4「第63回三鷹市農業祭における三鷹市農業委員会長賞の交付」を議題とします。協議4について事務局より説明願います。

事務局 協議4「第63回三鷹市農業祭における三鷹市農業委員会長賞の交付」について説明。

議長 説明が終わりました。事務局説明のとおり決定することについて、ご異議はございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に、協議5「『食育カレンダー』作成におけるご協力及び特別賞の交付、後援依頼」を議題とします。協議5について事務局より説明願います。

事務局 協議5「『食育カレンダー』作成におけるご協力及び特別賞の交付、後援依頼」について説明。

議長 説明が終わりました。事務局説明のとおり決定することについて、ご異議はございませんか。

意義がないようなので説明のとおり決定いたします。次に、協議6「生産緑地のあっせん」を議題とします。協議6について事務局より説明願います。

事務局 協議6「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あてに、生産緑地のあっせん依頼があった。

協議6 7 三都都第242号 生産緑地地区指定番号 第219号

農業委員会事務局への照会期限 令和7年11月5日（水）まで

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・

ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1と専決報告2は案件がないため、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出し専決処分について」を事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告2現況確認について、担当の11番：白鳥委員よりご報告願います。

11番：白鳥委員 10月3日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。以前と変わらず、一面に下草が生えており、しばらく手が入っていないような畠でした。開発事業計画の看板が立っておりまして、7区画建つそうです。10月上旬からということでしたが、まだ建設も始まっていないような状況でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程4の部会報告に入ります。

各部会長より報告

●農政部会：なし

●農地部会：1. 令和7年度農地パトロールについて
2. 第63回三鷹市農業祭における農業委員会ブースについて

●経営部会：なし

●四季コン：なし

議長 各部会の報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程5の事務報告に入ります。事務報告1「農地に関するお願い・相談など」について事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「農地に関するお願い・相談など」について説明

～事務局説明（2件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第10回の定例総会を終了いたします。